東肢連
第72号
平成29年7月30日発行

一般社団法人 東京都肢体不自由児者父母の会連合会
会長　河井　文
〒171-0021 東京都豊島区西池袋4-3-12
☎03-5956-3335 FAX03-5956-3336
事務局　E-mail : toushiren@zenshiren.or.jp

目次

第88回定期総会報告……1
会長あいさつ……2
平成28年度 事業及び活動報告・収支決算報告……3
平成29年度 事業及び活動計画・収支予算……6
講演会報告・感想……9
平成30年度 東京都予算に対する要望書……15
地区会長就任あいさつ……19
駅前放置自転車クリーンキャンペーン……21
事務局通信……22

第88回　定期総会報告

第88回定期総会が平成29年5月23日（火）11時よりめぐろパーシモンホール・小ホールにおいて出席22地区（うち委任状2地区）により開催されました。

上野事務局長の司会進行により開会、河井 文会長の挨拶に続き、藤井 亜紀子氏を議長に選出、議事録署名人に小宮 隆仁氏、田原 弘美氏を選出したのち議案審議に入りました。

第1号議案の平成28年度事業及び活動報告が濱川浩子常務理事より説明があり、次に第2号議案の平成28年度収支決算報告が上野事務局長よりされました。

続いて第3号議案の平成28年度会計及び業務監査報告が竹政 真弓監事より報告されました。

尚、監査を終えて今後に期待することとして、山田 脩監事より

① 一般社団法人に移行して3年目の昨年度は順調に円滑に事業が執り行われ、皆様のご尽力に敬意を表します。河井会長を始めとして、三井副会長、常務理事の方々、また各地区理事の皆さんがそれぞれの担当の担い手になり、頑張ってくださったことに感謝いたします。加盟各地区にとってこの連合会の役割がより意義のあるものとなるよう、密なる連携を取りながら、今後とも協力していただきたく願います。東肢連としての運営資金（財源）の確保はますます厳しくなってくるものと思われますが、自助努力による益金の増加に知恵を絞り、安定運営を目指していくことの必要を強く思います。

② 連合会活動の活性化を目指して実施しております＜地域別ブロック情報交換会＞も、それぞれに特色ある情報交換会が開催されたとお聞きしております。近隣地区が回り持ちで開催していくことの良さは、地区の役員さんや一般会員さんも参加しやすくなり、多様な意見が交換されることが期待されます。また、近隣の連合会未加盟地区への参加呼びかけをしていただくことが、未加盟地区に連合会の役割を知っていただく良い機会にもなると思います。さらに一層の交流が持てる機会となりますよう期待いたしております。

③ 会員の増強、育成はどの地区においても重要な課題です。会長交代についても、なかなか担い手が継承されず、苦慮しているとのお話もお聞きします。連合会においては、加盟地区を増やしていく事が重要な課題と思います。先輩の皆さんが築いてきたレールを途切れさせず、少しでも前に進められるよう、力を合わせて頑張っていきましょう。今年度も河井会長をはじめ理事の皆様には、さぞかしお忙しく大変なことと推察いたしますが、さらなる魅力ある会の運営を目指し、東京都肢体不自由児者父母の会連合会へのご尽力をよろしくお願い申し上げます。

以上のお話がありました。

続いて第4号議案の平成29年度事業及び活動計画が濱川常務理事より、第5号議案の平成29年度収支予算が上野事務局長より説明があり採決の結果承認され11時40分閉会となりました。

（広報部　小栗 敦子）

東肢連会長あいさつ

河井　文

本日は大変お忙しい中、第88回定期総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。会員の皆様、関係機関の皆様におかれましては、日頃より当会の活動にご理解、ご支援を賜りますことに改めて御礼申し上げます。

昨年5月に新しい体制になり、1年が経過いたしました。会員の皆様のご期待に沿う活動ができたでしょうか。忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。

現在、内閣府障害者政策委員会では、平成30年度からの5年間を計画年度とする、第4次障害者基本計画の策定をおこなっております。また、東京都においては、『障害者への理解促進及び差別解消ための条例』を制定するための検討部会が開催されるなど、2020オリンピック・パラリンピックに向けて、バリアフリーの社会をつくるための様々な取り組みが行われています。

こうした国や都、市区町村の計画策定や施策について、障害者団体が意見を述べることは非常に重要なことと考えます。肢体不自由児者がおかれている現状を正しく伝え、よりよい施策につなげていくために私たちは常に学び、考えていく必要があります。

会員の皆様におかれましては、引き続き研鑽に努め理解を深めるとともに、父母の会の活動をより活発にしていけるように、地区において啓発活動や会員の増加に努めていただきたいと思います。

益々のご理解、ご支援をいただき、役員一同務めを果たしてまいりたいと思います。

今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

平成28年度　事業及び活動報告

1.　肢体不自由児者並びに重症心身障害児者に対する社会的啓発運動に関すること。（定款第４条第１号事業）

(1) 会報「東肢連」を発行した。

発行時期：第69号（7月）、第70号（11月）、71号（3月）

配布先：会員全員、関係機関、関係団体（特別支援学校長・同PTA等）

(2) 講演会を開催した。

日　時：平成28年5月24日（火）

会　場：中目黒GTプラザ

テーマ：「障害者差別解消法にみる合理的配慮とは」

講　師：こども教育宝仙大学教授　松原 豊 氏

(3) 研修大会（学習会）を開催した。

日　時：平成28年11月10日（木）

会　場：江東区豊洲シビックセンター レクホール

テーマ：「防災対策全般の説明及び東京都の防災対策について」

説明者：東京都総務局総合防災部及び東京都福祉保健局職員

参加人数：78人

(4) 第49回全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会(神奈川大会)に参加した。

日　時：平成28年7月30日（土）～31日（日）

会　場：神奈川県立県民ホール（神奈川県横浜市）

参加人数：103人

(5) 第53回関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会神奈川大会に参加した。

日　時：平成28年7月30日（土）～31日（日）

会　場：神奈川県立県民ホール（神奈川県横浜市）

参加人数：103人

(6) 平成28年度関東甲信越ブロック地域指導者育成セミナーに参加した。

日　時：平成28年10月1日（土）～2日（日）

会　場：北茨城市　五浦観光ホテル（茨城県）

第1日　テーマ

「肢体不自由児者に対する合理的配慮に基づく防災・減災の取り組み」

基調説明：ADRAJAPAN国内事業担当マネージャー　渡辺 日出夫 氏

第2日　グループ討議・まとめ

(7) 東京都共同募金会の「赤い羽根共同募金」に協力した。

実施時期：平成28年10月1日より12月31日まで

(8) 全国肢体不自由児者父母の会連合会発行の「わ」及び「全肢連情報」・「いずみ」その他福祉に関する図書を各地区役員に配布した。

2.　肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉について関係行政庁の行う諸施策の協力に関すること。（定款第４条第２号事業）

(1) 東京都障害者団体連絡協議会に出席協力した。（東京都福祉保健局）

(2) 駅前放置自転車クリーンキャンペーンに協力した。（東京都青少年・治安対策本部）

(3) 東京都立特別支援学校総合文化祭に後援団体として協力した。

（主催：東京都教育委員会、東京都特別支援学校文化連盟）

(4) 12月5日に開催された「障害者週間記念の集い」ふれあいフェスティバル式典・記念の集いに参加協力した。（東京都福祉保健局）

(5) 東京都身体障害者スポーツセンター運営委員として委員会に出席し、協力した。

(6) 東京都多摩身体障害者スポーツセンター運営委員として委員会に出席し、協力した。

(7) 東京都障害者福祉会館運営懇談会委員及び相談員として協力した。

(8) 東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画策定に協力した。

（東京都教育庁）

(9) その他行政庁の行う諸施策については積極的に協力した。

3. 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の家庭療育に関すること。（定款第４条第３号事業）

次の19地区において、地域の特性や障害の程度を考慮し、家庭における療育生活の充実を図るため、さわやかキャンプ・レクリエーションを実施した。

地区名	実施日	実施場所
足立区	12月1日	竹の塚障がい福祉館
板橋区	8月27日～28日	農園ホテル
江戸川区	11月6日～7日	栃木県那珂川苑
大田区	9月3日～4日	千葉県舞浜
葛飾区	12月24日	金町二葉会館
北区	11月6日	北区障害者福祉センター別館
江東区	1月14日～15日	千葉県かんぽの宿旭
品川区	9月3日～4日	旅館はくら
新宿区	12月4日	区立新宿養護学校
杉並区	10月29日	浴風園ホール
墨田区	7月9日～10日	河口湖富士レークホテル
世田谷区	10月20日～21日	河口湖富士レークホテル
台東区	10月1日	松が谷福祉会館
中央区	9月24日～25日	那須塩原温泉ホテル
中野区	9月25日	かすみがうら市福田グリーン農園
練馬区	12月11日	光が丘区民センター
小平市	9月24日	葛西臨海公園他
府中市	11月23日	東京ディズニーランド
武蔵野市	11月20日	吉祥寺第一ホテル

4. 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉に対する調査研究に関すること。（定款第４条第４号事業）

(1) 全社協主催の研修会出席

全社協が主催する研修会・学習会に参加した。

(2) ブロック情報交換会を５ブロックにおいて開催をした。

5. 管理・運営事業

(1) 行政施策に関する提案・要望書を東京都へ提出した。

「肢体不自由児者の福祉施策に対する要望書」を東京都知事宛提出した。平成28年7月28日、福祉保健局及び教育庁・生活文化局・オリンピックパラリンピック準備局へ内容を説明し要望した。

また、9月1日に自由民主党、民進党、9月8日に公明党、共産党の都議会各会派に同様の要望書を提出し説明要望した。

(2) 平成28年度関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会連絡協議会会長・事務局長合同会議に出席した。

日　時：平成28年10月14日（金）
会　場：新潟市　ANAクラウンプラザホテル新潟
日　時：平成29年3月21日（水）
会　場：新潟市　ANAクラウンプラザホテル新潟

(3) 新年会を開催した。

日　時：平成29年1月21日（土）
会　場：上野精養軒
参加人数：会員98名、来賓39名

(4) 平成28年度全国肢体不自由児者父母の会連合会総会に出席した。

日　時：平成28年5月21日（土）
会　場：ハロー貸会議室東京駅前

(5) 第87回定期総会を開催した。

日　時：平成28年5月24日（火）
会　場：中目黒GTプラザ
議　題：
平成27年度事業・活動報告及び収支決算報告
平成28年度事業・活動計画及び収支予算案

(6) 理事会、常務理事会を必要に応じて開催した。

理事会：4月9日、7月9日、10月8日、2月11日
常務理事会：4月9日

(7) 地区連絡会を原則として毎月開催した。

地区連絡会：4月9日、5月14日、6月11日、7月9日、9月10日、10月8日、11月12日、12月10日、2月11日、3月11日

(8) 総務部会、福祉部会、広報部会を随時開催した。

総務部会：6月11日、11月12日
福祉部会：6月11日、1月23日
広報部会：5月24日、6月28日、7月9日、11月1日、11月12日、2月24日、3月11日

平成28年度　決算報告

平成28年度　収 支 計 算 書

平成28年4月1日 から 平成29年3月31日

＜収入の部＞

（単位：円）

科　　目	予算額（A）	決算額（B）	差異（A-B）	備　　考
会費収入	（ 1,061,000 ）	（ 1,113,000 ）	（ ▲ 52,000 ）	
正会員会費収入	1,025,000	1,020,000	5,000	22地区
賛助会員会費収入	36,000	93,000	▲ 57,000	東京在宅サービス他
事業収入	（ 1,300,000 ）	（ 1,320,000 ）	（ ▲ 20,000 ）	
参加事業収入	1,300,000	1,320,000	▲ 20,000	新年会他
補助金収入	（ 6,010,000 ）	（ 5,748,681 ）	（ 261,319 ）	
公共補助金収入	300,000	300,000	0	
民間補助金収入	5,100,000	4,898,681	201,319	
民間助成金収入	610,000	550,000	60,000	さわやかキャンプ
寄付金収入	（ 22,000 ）	（ 32,000 ）	（ ▲ 10,000 ）	
寄付金収入	0	0	0	
募金収入	22,000	32,000	▲ 10,000	赤い羽根募金
雑収入	（ 151,000 ）	（ 199,459 ）	（ ▲ 48,459 ）	
受取利息	1,000	59	941	
雑収入	150,000	199,400	▲ 49,400	島手そうめん
繰入金収入	0	0	0	
繰入金収入	0	0	0	
当期収入合計（a）	8,544,000	8,413,140	130,860	
前期繰越収支差額	6,856,000	6,575,219	280,781	
収入合計　（b）	15,400,000	14,988,359	411,641	

＜支出の部＞

（単位：円）

科　　目	予算額（A）	決算額（B）	差異（A-B）	備　　考
事業費	（ 5,450,000 ）	（ 5,353,116 ）	（ 96,884 ）	
社会啓発事業費	3,300,000	4,048,958	▲ 748,958	会報、各大会
家庭療育事業費	1,000,000	940,363	59,637	さわやかキャンプ他
調査研究事業費	800,000	119,313	680,687	福祉部活動費
通信事業費	350,000	244,482	105,518	ホームページ運営費
管理費	（ 4,008,000 ）	（ 3,745,395 ）	（ 262,605 ）	
会議費	80,000	25,269	54,731	理事会他
旅費・交通費	50,000	40,160	9,840	職員交通費他
通信・運搬費	210,000	239,863	▲ 29,863	電話・メール他
印刷・製本費	120,000	120,000	0	コピー代
賃借料	777,000	777,600	▲ 600	事務所賃借料
消耗品費	200,000	57,300	142,700	事務用品等
会場費	35,000	57,970	▲ 22,970	
負担金支出	390,000	390,000	0	全肢連会費他
諸謝金	0	0	0	
公租・公課	70,000	70,000	0	
寄付金支出	23,000	53,000	▲ 30,000	共同募金会
人件費	1,653,000	1,710,740	▲ 57,740	税理士等報酬含む
光熱費	120,000	120,000	0	電気代他
慶弔金	80,000	48,000	32,000	
雑費	200,000	35,493	164,507	登記料他
事業費・管理費　合計	9,458,000	9,098,511	359,489	
繰入金支出	0	0	0	
繰入金支出	0	0	0	
予備費	5,942,000	0	5,942,000	
予備費	5,942,000	0	5,942,000	
当期支出合計（c）	15,400,000	9,098,511	6,301,489	
当期支出差額（a）-（c）	▲ 6,856,000	▲ 685,371	▲ 6,170,629	
次期繰越収支差額（b）-（c）	0	5,889,848	▲ 5,889,848	

平成29年度　事業及び活動計画

1．事　業　計　画

(1) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者に対する社会的啓発運動に関すること。

(2) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉について関係行政庁の行う諸施策の協力に関すること。

(3) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の家庭療育に関すること。

(4) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉に関する調査研究に関すること。

(5) 会員相互の共通理解を深める研修・研鑽に努めること。

(6) その他本会の目的達成に必要なこと。

2．活　動　計　画

(1) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者に対する社会的啓発活動に関すること。

① 会報「東肢連」を下記のように発行し、会員及び地域の社会的啓発活動に寄与する。

会報「東肢連」

発行予定時期：7月（72号）、11月（73号）、3月（74号）

配布先：会員全員、関係機関、関係団体（特別支援学校、特別支援学校PTA等）

② 講演会の開催

日　時　平成29年5月23日（火）　定期総会時

会　場　めぐろパーシモンホール　小ホール

テーマ　子どもの夢と親の願い～豊かな地域生活をかなえるために～

講　師　下川和洋氏

③ 東京都共同募金会の「赤い羽根共同募金」に協力する。

実施時期　平成29年10月1日

④ 全肢連発行の「わ」及び「いずみ」その他福祉に関する書籍を配布する。

(2) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉について関係行政庁の行う諸施策の協力に関すること。

① 東京都障害者団体連絡協議会に協力する。（東京都福祉保健局）

② 駅前放置自転車クリーンキャンペーンに協力する。（東京都生活文化局青少年・治安対策本部）

③ 東京都特別支援学校総合文化祭に後援団体として協力する。（主催：東京都教育委員会、東京都特別支援学校文化連盟）

④ 「障害者週間」記念の集い・第37回ふれあいフェスティバル式典・記念の集いに参加協力する。

⑤ 東京都身体障害者スポーツセンター運営委員として委員会に出席し協力する。

⑥ 東京都多摩身体障害者スポーツセンター運営委員として委員会に出席し協力する。

⑦ その他行政庁の行う諸施策について積極的に協力する。

(3) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の家庭療育に関すること。

加盟22地区において、地域の特性や障害の程度を考慮し、家庭における療育生活の充実を図り、さわやかレクリエーションキャンプを実施する。

実施地区：加盟22地区

(4) 肢体不自由児者並びに重症心身障害児者の福祉に対する調査研究に関すること。

福祉部が主催する学習会を年1回～2回程度開催する。

(5) 会員相互の共通理解を深める研修・研鑽に努めること。

① 研修大会の開催

平成29年度　東肢連研修大会を開催する。

日　時　平成29年11月14日（火）

会　場　練馬区役所　多目的会議室

テーマ　避難行動要支援者の防災と減災

講　師　渡辺日出夫氏

② 第50回全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会（京都大会）に参加する。

日　時　平成29年9月8日（金）・9日（土）

会　場　京都テルサ（前夜祭：京都リーガロイヤルホテル）

③ 第54回関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会新潟大会に参加する。

日　時　平成29年7月1日（土）
会　場　ANAクラウンプラザホテル新潟

④　平成29年度関東甲信越ブロック地域指導者育成セミナーに参加する。
日　時　平成29年12月2日（土）・3日（日）
会　場　埼玉県さいたま市　ラフレさいたま

⑤　全国及び東京都レベルの研修会
東京都及び全社協等が行う各種研修会・行政説明会に参加する。

(6) その他本会の目的達成に必要なこと。

①　第88回定期総会の開催
日　時　平成29年5月23日（火）
会　場　めぐろパーシモンホール　小ホール

②　理事会を原則として年4回（4月、7月、10月、2月）開催する。
また、常務理事会を必要に応じ開催する。

③　地区連絡会を原則として毎月開催する。

④　各部会（総務、福祉、広報）を必要に応じて開催する。

⑤　ブロック情報交換会を各ブロック毎に年1回開催する。

⑥　行政施策に関する提案・要望書を東京都及び東京都議会へ提出する。（7～9月）

⑦　平成29年度関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会連絡協議会会長・事務局長会議に出席する。（平成29年10月7日）

⑧　全国肢体不自由児者父母の会連合会会長事務局長会議に出席する。（平成29年5月20日）

⑨　地域・会員相互の情報交換と親睦を図るための交流事業を実施する。

平成29年度　収支予算

平成29年4月1日 ～平成30年3月31日

＜収入の部＞　（単位：千円）

科　　目	28年度予算額	29年度予算額	増減（▲）	備　　考
会費収入	(1,116)	(1,115)	(▲1)	
正会員会費収入	1,020	1,015	▲5	22地区
賛助会員会費収入	96	100	4	東京在宅サービス他
事業収入	(1,200)	(1,200)	(0)	
事業参加収入	1,300	1,200	▲100	
補助金等収入	(5,850)	(5,790)	(▲60)	
公共補助金収入	300	300	0	赤い羽根共同募金
民間補助金収入	5,000	4,800	▲200	自販機還元金
民間助成金収入	550	690	140	さわやかキャンプ
寄付金収入	(22)	(22)	(0)	
寄付金収入	0	0	0	
募金収入	22	22	0	赤い羽根募金
雑収入	(201)	(201)	(0)	
受取利息	1	1	0	
雑収入	200	200	0	島手そうめん
繰入金収入	0	0	0	
繰入金収入	0	0	0	
当期収入合計（A）	8,389	8,328	▲61	
前期繰越収支差額	6,575	6,575	0	
収入合計（B）	14,964	14,903	▲61	

＜支出の部＞

（単位：千円）

科　　目	28年度予算額	29年度予算額	増減（▲）	備　　考
事　業　費	(5,750)	(5,300)	(▲450)	
社会啓発事業費	3,700	3,500	▲200	会報・各大会
家庭療育事業費	1,000	1,000	0	さわやかキャンプ他
調査研究事業費	700	500	▲200	福祉部活動費
通信事業費	350	300	▲50	ホームページ運営費
管　理　費	(3,828)	(3,858)	(30)	
会　議　費	60	60	0	理事会他
旅費交通費	50	50	0	職員交通費他
通信運搬費	210	230	20	電話・メール他
印刷製本費	120	120	0	コピー代
賃　借　料	777	777	0	事務所借料
消耗品費	100	100	0	事務用品等
会　場　費	50	60	10	
負担金支出	395	395	0	全肢連会費他
諸　謝　金	0	0	0	
公租公課	70	70	0	都民税
寄付金支出	23	23	0	共同募金会
人　件　費	1,653	1,653	0	税理士等報酬含む
光熱・水費	120	120	0	電気代他
慶　弔　金	100	100	0	
雑　　費	100	100	0	振込手数料他
事業費・管理費　合計	9,578	9,158	▲420	
予　備　費	(5,386)	(5,805)	(359)	
予　備　費	5,386	5,745	359	
当期支出合計（C）	14,964	14,903	61	
当期支出差額（A）－（C）	▲6,575	▲6,575	0	
次期繰越収支差額（B）－（C）	0	0	0	

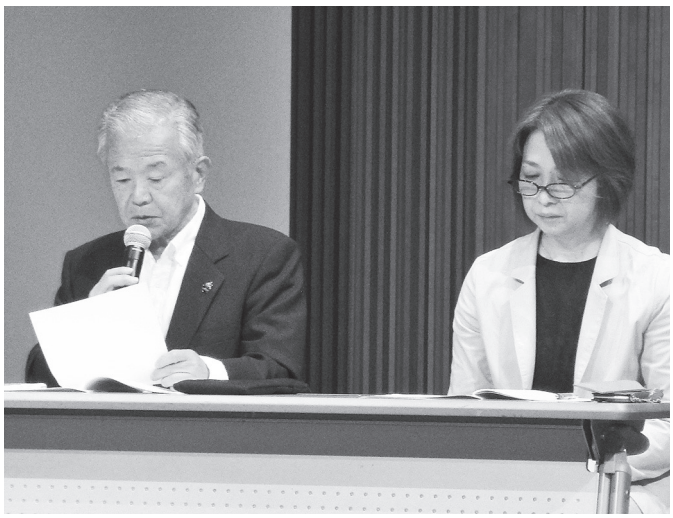

平成29年度東肢連講演会

子どもの夢と親の願い

～豊かな地域生活をかなえるために～

平成29年5月23日（火）めぐろパーシモンホール・小ホールにおいて平成29年度東肢連講演会が行われました。講演に先立ち司会の濱川常務理事から、講師を務めていただく　女子栄養大学大学院・白梅学園大学非常勤講師　NPO法人地域ケアさぽーと研究所理事　下川 和洋氏の紹介がありました。特別支援学校の教員を長く務め、現在でも多くの障害児者に関わっていらっしゃいます。下川氏が30年にわたり実際に関わった実例を映像と共にお話していただきました。

講師　下川和洋 氏

◆自己紹介

飯野順子先生を理事長とした地域ケアさぽーと研究所というNPOを小平で行っています。喀痰吸引の研修を、保育士・ヘルパー等に行っています。医療の必要な子どもたちを学校で見てきて、卒業した子どもたちが地域で生活していくうえで支援してくれる人たちを増やしていきたい…という願いをもって始めています。

肢体不自由の子どもたち、親の皆さんに育てられました。この30年間を振り返りながら、“子どもの夢と親の願い”という部分をふまえていろいろとお話しさせていただきます。

◆特別支援学校（養護学校）の取り組み

1988年に東京都教育委員会が“医療を必要な子は原則的に訪問教育です。”という教育方針を出しました。

自分が初めて医療的ケアのある子どもを教えたのは1988年、気管切開をしながら高等部に入学した子で、食事はミキサーにかけチューブで口から注入する口腔ネラトン法で行っていました。お医者さんに習いお墨付きをもらい自分が行うようになりました。お医者さんたちは教員をサポートしてくれました。医療が必要な子どもたちがだんだん学校に来るにつれ“わざわざ命を削るまでして学校に来る必要はないんじゃないか”と言われていた時代です。今まで学校に来られていた子どもが、障害が重くなり食べることが出来なくなってもそのまま学校に通ってほしいと思いました。

“医療は、健康状態が悪くなりマイナスを0に戻すこと。そこまでは出来るが、0からプラスにもっていけるようになるには教員の努力次第です。”とお医者さんに言われました。そして、子どもに付き添う親の負担の軽減にもつながりました。

喉の障害で痰の吸引が必要な為、保育園の入園を認めてもらえず市に対して裁判をおこし、市に入園を認めてもらった例もあります。その子は小学校入学も果たすことが出来ました。市は看護師資格のある介助員を1人学校に配置しました。現在、高校2年生。保育園から地元の小学校に通いたかった思いがあったそうです。

◆合理的配慮について、あなたはどう思う？

歴史のテストの解答で「聖徳太子」と書くべき所を「しょうとくたいし」と書いて減点された。生徒は言語障害、運動障害のある脳性まひで、ひらがな文字盤で指した文字を支援員が転記する方法で試験を受けています。医療モデルでは「当然減点なので△」で、それは“病気や障害を克服して漢字で書けるようになれば○をもらえるので訓練を頑張ろう”という考え方。社会モデルでは“本人の持っている力を発揮する”という考え方なので「減点は問題である」です。この生徒は、都立高校に受験しました。

中学の時にどんな支援を受けられたかが、その後の受験につながっていきます。

本人が力を発揮できる環境と配慮が必要です。どうしても学校では、平等・公平ということで、同じものを与えることになりがちですが、同じものを与えるだけではみんなが達成できることにはなりません。平等の前に公正が保たれなければなりません。それが「医療モデル」から「社会モデル」へということです。（図を参照）

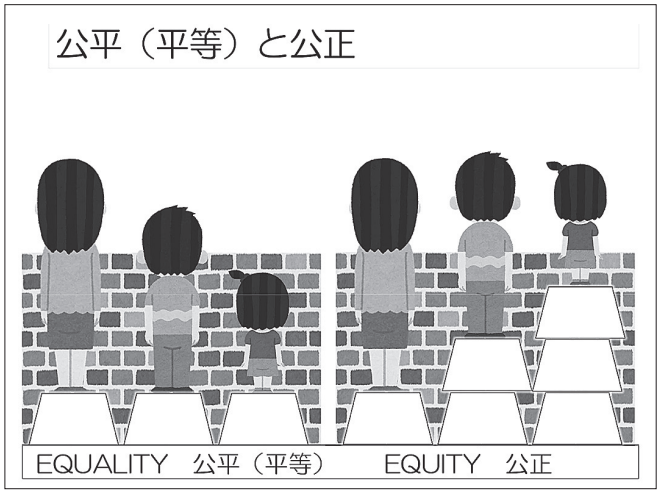

◆医療的ケアを要する障害児に対する法律改正

昨年、児童福祉法改正があり第五十六条の第二項で「地方公共団体は人工呼吸器を装着している障害児、その他の日常生活を営むために医療を要する障害児が適切な支援を受けられるようにしなければいけない。」と改められました。今まではこの『人工呼吸器』の部分が『痰の吸引、注入』でしたがここに『人工呼吸器』と明記されるということは、それだけ人工呼吸器を利用している人が増えているということです。

人工呼吸器というとどんなイメージがあるでしょうか?重病でもうすぐ死にそうな人が付ける器械、事故で脳死の方が自力で呼吸が出来なくて付ける器械、生命維持装置、そんなイメージが強いのではないでしょうか。人工呼吸器とは、自分で呼吸をすることが弱くなった人たちを助けているもので、恐ろしいものではありません。

◆重症児者のライフステージと取り巻く社会資源

重い障害のある子どもが医療機関から退院すると、在宅か重心の入所施設（現在の療養介護施設）になります。療養介護施設だと、医療・福祉・教育も一緒にトータルで与えられすごく安心、安全な場所です。ところが、在宅になると家族による介護、家族支援（本人支援ではない）になり、とても細いものになってしまいます。それを訪問系、通所系などでサポートしていく。この部分をどう膨らませていくかということが今の時代は大切だと思います。そして第3の生活の場としてグループホームが注目されています。

年老いた親が子どもを見ている老障介護という事態が広がってきています。ケアホームの数は少なく、入れる人は非常に少ないのが現実です。しかし、重症心身障害者の方が住んでいるグループホームもあります。自立支援法をフルに使い1人で地域で生活することも可能だそうです。

いろいろな所で重い障害のある方は生活しています。病院・自宅・施設・グループホーム…それぞれが住んでいる生活スタイルがあると思います。どこがいいとかは言えません。ただ施設入所をしているから安心かというとそうでもなく日中、在宅の人と同じように地域サービスが受けられたらいいのに…と思う親も多いそうです。入所だと日中活動が少ないからです。

最近では、日中活動を充実させている入所施設が出来始めています。親御さんの願い、思いから作られているグループホームも出来てきています。

◆なぜ重症児者のグループホームなのか？

消極的な理由では入所施設が無いから今入ることが出来ないからということですが、積極的な意味合いでいえば、これまで続けてきた地域生活をそのまま続けさせてあげたいから…家がグループホームに

変わっただけで地域や仲間関係は変わらないのです。

◆既に施設入所している保護者の思い

子どもたちの生活面ではまだ豊かさが足りません。療養介護施設利用者も在宅者の為の制度「重度訪問介護」を利用したい。安心だけではなく親子さんの願いはいろいろとあります。

総合支援法の中にこんなことが書いてあります。“共生する社会を実現する”国は共生する社会をめざし、さらに“どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保される”とあります。去年の6月、厚労省の通知で病院に入院中の方の外泊・外出に重度訪問介護、行動援護を使えるようになりましたが、施設入所している方も外泊・外出がかなえられる…かなり明るい展望がみえるようになると思います。

◆学ぶことは生きること

訪問カレッジ＠希林館（表を参照）をやっていて、いろいろな方のコミュニケーション支援に関わっていますが、コミュニケーションの意欲を高めるには人と人との関係性が必要だと思います。

訪問カレッジでは、卒業後病気や障害のために通所施設等に通うことが出来ない、又は毎日の利用が難しい18歳以上の方のご自宅に訪問して学習を支援する。本人が何をしたいのかを大切にしています。

肺炎を患い気管切開の為、声を失いコミュニケーション手段をなくし「死にたい」と思っていた子が『伝の心』（でんのしん：重症心身障害者用意思伝達装置）を手に入れて生きる意欲につながっていきました。障害のある子どもたちの生涯学習のつもりで取り組んでいます。

訪問カレッジ＠希林館（NPO法人地域ケアさぽーと研究所）

「訪問カレッジ＠希林館」とは？	特別支援学校などを卒業後、障がいや病気のために通所施設等の毎日の利用が難しい１８歳以上の方のご自宅を学習支援員が訪問して、生涯学習を支援する訪問・福祉サービスです。
このような方がご利用いただけます	東京都多摩地区に住み、障がいや病気のために通所施設等の毎日の利用が難しい１８歳以上の方で、学習支援員の派遣を希望している方
どんなことが学べるの？	特別支援学校で学んだ学習の延長と考えていただけると分かりやすいかと思います。
本人の思いを大切にしたい	科目：内容（例） 国語：読み聞かせ、絵本作り、作文 音楽：音楽鑑賞、楽器演奏 家庭科：調理、被服 美術：絵画、写真、物作り 体育：ボールやボールを使った体操など 情報：パソコン、コミュニケーションエイド
	上記の内容は、一例です。利用開始時に希望を出していただき、学習支援員と相談の上、決定させていただきます。この他、意思伝達装置の導入、おもちゃの改造、食事作り・介助、洋服のリメイクなどのご相談にものります。

◆障害者の権利条約　第24条　教育

この中に“障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する”と書いてあります。国としても障害のある人の生涯学習を確保することを取り組まなくてはいけない。生涯学習は贅沢なものではなく、それが出来るのはその国の豊かさだと思います。

これまで行政は学校を卒業するまでは特別支援学校、卒業後は福祉政策と分離していました。それを『特別支援教育の生涯学習化へ向けて』という温かい言葉で表現した昨年４月７日の松野文部科学大臣が発信したメッセージは、私たち支援者に向けられたメッセージであると思っています。

◆支援の輪の「これまで」と「これから」

訪問カレッジの学習支援員は皆特別支援学校の元教員です。退職した教員がボランティアの形で皆さん支援してくれてます。私たち教員は税金で育ててもらったわけですからそれを地域に還元して、それが地域貢献のひとつだと思います。

訪問カレッジのお子さんで2013年に亡くなってしまいましたが、その時参列されていた方がいろいろな職種の方々でその子がこの地域の文化とか仲間をつくってきたのだと思いました。

支援の輪というのは、本人、家族を中心としていろんな職種の人が支援にあたると従来考えられていましたが、これからは、本人、家族も含めて支援のメンバーに入り本人が望んでいること、願い、希望などを中心としていろんな人たちが手を取り合って支援していくのがいいと思います。

◆あなたは何派？

支援者の方々にはチャレンジしてみようと思う方と安全を選ぶセーフティの方がいます。どちらがいいということではなく両方とも必要ですが、極端に偏ってしまうと問題です。セーフティを選ぶ人は医療系の方が多いのですが、ここで大切なことはあきらめさせるのではなく、“これだったらどうかな?”と別のプランを提示できるかです。別のプランを提示できればそれを本人が選ぶことが出来る。あきらめさせることが一番悲しいことです。一方で福祉、リハ関係の方はチャレンジを選ぶ方が多いです。子どもと一緒に夢を語ってくれればいいと思います。

・特別支援学校の子どもが映画の主演を果たしました。この夢をかなえたのがお母さんです。脳性まひで、5歳の時から戦隊ものが大好きで夢は俳優になることでした。

・自分で電動車いすに乗りたいと思う重度の障害のある子どもがいました。上唇でボタンを押して操作し、自分で乗れるようになりました。リハの方々の努力もあり、夢は達成されました。

コミュニケーションの取り方とかいろんな難しさはあります。でもそこであきらめるのではなくチャレンジしてみる…そういう機会を提供するのが我々支援者の役割ではないでしょうか?

こんな感じで30年間取り組んできました。

（広報部　田原　弘美）

質疑応答

質問～墨田区　**医療的ケア（医ケア）のある人が入れるグループホーム（GH）を作りたいと活動を始めて5年目になる。昨年、墨田区議会で区長がH32年度にGHを予算化すると回答した。しかし重度のGHは作っても医ケアを受ける法人があるかどうか、介護職や看護師が見つからない現状で順調な運営を行うにはどうしたらよいか？**

＜回答＞　いろいろなGHをみてきたが、都のような重度身体障害者GHの制度がない地方では世話人や支援員を外部から入れて、どれだけ重度訪問介護（重訪）が取れるかで利用者の生活が決まってしまう。しかし重訪やとくに重度障害者包括支援を提供できる事業者は少なく、人材の確保は難しいのが現状。事業者は複数の事業（例えば日中と夜間）を提供しているところを選ぶのが望ましい。また医療をどう担保するかは、訪問看護の利用や独自で看護師を配置しているGHもある。ノウ・ハウはいろいろあると思う。

質問～渋谷区　**渋谷区の施設は肢体不自由児者が少ないこともあり肢体と知的障害が一緒の施設がほとんど。例えば入所施設やGHで一緒に生活することが子供たちにとって幸せか、また可能か。可能ならば、どのような配慮や気遣いが必要か？**

＜回答＞　横浜の「朋」が運営するGHでは要支援6の障害者だけを集めることはせず、いろいろな程度の人を集めている。以前は、動きが違う重度の方が安全に安心して暮らせる場所を作るのがよいと思っていたが、今は変わった。ある重心の通園施設を見て、重度の方ばかりだと活気が失われてしまうと思うようになった。安全を担保することは大事だが活気も大事。等質の集団より多様性（ダイバーシティ）を認め合う方がよいと思う。

質問～板橋区　**重度身体障害者GH「さやえんどう」は、以前からの板橋区に「肩たたき」をされて拒否できなくなり、4月に法内（共同生活援助）に移った。その結果、重訪が三分の一に切られた。食事、排泄、入浴等の介助が短時間で済む方は重訪を認めないという。重訪が生活を時間で区切り、人間として認めらていないと感じる。人間らしい豊かな生活を認める大事な制度として利用できるよう頑張りたいので、挫けそうになったら背中を押して!**

＜回答＞　要は死活問題だ。障害者総合支援法の重訪の制度はGHが法内になれば絶対必要なので、どう使うかは取り組み次第。映画を観に行きたいから、と介護保険では出来ないことが重訪を使えば出来るのが介護保険との発想の違い。出来ない部分を重訪で支援してもらっているので死守するよう頑張りましょう。

質問～江東区　**医ケアを抱える娘は将来的にはGHの生活を望んでいる。GHでの医ケアは「看護師ありき」になり過ぎていると思うが、介護職も出来るようになったことを活かして、子供たちが親と同じように日常的に接している職員が医ケアを行いながら生活できる状況をつくることが親の願い。そのような動きをどうお考えか？**

＜回答＞　国は「法改正で介護職の吸引、経管栄養は出来るようになったが、それ以外の行為については個別、具体的に判断されるべき」と言い、やってはダメとは言っていない。しかし、事業所が「それ以外の行為」（例えば導尿）までやるかどうか。お金を掛けても、お金はもらえないで責任だけが重ければ難しい。そこの保障を単価の見直しで事業者が頑張れるようにする、と野田聖子衆議院議員（息子は医療的ケア児）が言っている。安全、安心を協力して進めて頂きたい。

質問～府中市　**「府中けやきの森学園」の児童・生徒の多くが、地域とのつながりを持とうという都の副籍制度が整っているはずなのに、うまくいっていない現状があると思う。私たちの子供たちが副籍交流にあたりどういう視点で取り組めばよいか、どのような事を受け入れる相手校に申し入れたらよいか、アドバイスはあるか？**

＜回答＞　いろいろなケースがある。うまくやっているがそれに対していろいろな条件付けや障害者差別解消法に抵触するような話を学校からもらい、保護者が努力して話し合っているケースもある。そこまで努力をして相当なエネルギーを使わないと実現しないのが都の現状。地域で生きることを突き詰めた時、副籍制度が出来ているのは東京のアドバンテージ（優位性）なので、ぜひ豊かな制度にしていきたい。ご協力をお願いする。

（広報部　島田 泰介）

目黒区

講演会　感想文

目黒区障害者団体懇話会　鳥越　泉

寿命の延びと医学の進歩で人類はかつて経験した事のない事態に直面しており、それは障害者も例外では無い、とある施設長の方が仰った。特別支援学校卒業後の長い人生を充実して過ごさせてやりたい、一社会人としての楽しい居場所を確保してやりたい、親亡き後も安心して暮らせるように、とは親の切なる願いである。家庭・入所施設を問わず重度障害児者が地域で生き生きと暮らせる仕組みとはどのようなものか、と考える日々である。

今回の下川先生の講演で「障害のある人の場合、環境整備や配慮が無いと本人が本来持つ能力自体が発揮出来ない事があり、発揮出来るよう必要な配慮を行うのは社会的責務である」つまり、○○が出来ないから出来るようにする、という視点から、○○が出来ないなら出来るように環境整備や配慮をすることが必須だ、という視点への転換を、今更ながら意識した。

求められるような環境や合理的配慮が広く浸透するには、地域により多くの理解者を得ることが不可欠で、ではどうやって理解者を増やして行くのか、教育機関のみならず障害者の廻りにいる私達も日々工夫する必要がある。

もうひとつ、家族の負担軽減だけが支援ではなく生き生きと暮らすための本人への支援が即ち家族の支援に繋がる、ということが心に響いた。より豊かな生活への支援のために、親も理解して心して本人の生活を狭めることなく、また広く地域の人々にも理解して貰えるよう努力したいと思う。

江戸川区

講演を聞いて

江戸川区肢体不自由児（者）父母の会　会長　秋元　長子

私の息子は現在44歳ですが、35年程前養護学校小学部の頃、同じクラスに何名か通学できず訪問学級という、教員が家庭に行き、医療的ケアは出来ませんが母親と子供の様子、会話等…家の中で大事に育てる安全確保、外出することもなくただ見守りするくらいではなかったかと講演を聞きながら、学校時代のことを思い出していました。

今日では学校の取組も変わり、医療的ケアを要する障害児に対する法律改正、障害者総合支援法に基づく公的サービスで日常生活または社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること。どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会においても障害の違い・重さに関わらず、自分らしく生活していくことも可能…どんな重度の障害でも生きる権利はあると言うことを下川和洋氏のお話で改めて痛感しました。

私共親子も高齢になりつつあり、子供の様子で公的支援に移行し地域の中で一日一日楽しく元気に過ごしていけたらということが今の願いです。

板橋区

講演会を聞いて

板橋区肢体不自由児者父母の会　永島　弘子

講師の下川先生は、肢体不自由養護学校（特別支援学校）の教員として長い間医療ケアが必要な児童・生徒とその保護者とに向き合い、地域ケアさぽーと研究所理事長・飯野順子さんの力強い右腕として活動していらっしゃいます。

理事長の飯野順子さんは、医療ケアが必要な子どもたちが訪問籍しか認められなかったり、通学時には親の待機が求められていた時代に養護学校の校長先生でした。

医療ケアが必要であってもみんなと一緒に学校に行きたい、学びたいとの切実な願いを叶えるため、文部省（文科省）、厚生省（厚労省）、東京都教育委員会、医師会、小児神経専門医、校長会、PTAなどなど…多方面に精力的に働きかけ教育の保障を成し遂げてくださいました。しかし、12年間の学校生活は守られても卒業後の生活は未開拓の時代でして、ご自身の退任後に養護学校教員を同士に引き入れ地域ケアさぽーと研究所を立ち上げられたのです。

そんな経歴の下川先生ですから、先生の熱い心から伝えたい言葉が画面と共に溢れ出て、講演中私は何度も『うん、うん』と相槌をうっていました。

さて、下川先生のご講演の中で…卒業後は社会資源の質と量が変わります。卒業後には第3の生活の場としてグループホーム、福祉ホーム、自立生活といった場があり、また、家族（ほとんどが親）と同居して在宅サービスを利用しながらの暮らしの場があります。様々な制度や福祉サービスを活用し、医療ケアが必要な障害が非常に重度な方たちが生活している「ケアホームみらい」や練馬の「とぅもろう」のご紹介もいただきました。

素晴らしい運営と継続的な努力に敬意と大きな拍手を送ります。しかし、知的障害者グループホームの開所数とその開設スピード、肢体不自由重度重複障害者や医療ケアが必要な障害者を受け入れているグループホームの開設数を知ると、やはりこんなに少ないのか、ここまでしか進んでない社会状況だと現状認識せざるを得ません。

～豊かな地域生活をかなえるために～障害者総合支援法の基本理念でうたわれている　『どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され』なければならないのです。

地域生活に必要な福祉制度の制度設計や制度改正時に利用対象者の障害実態をしっかり見直して、必要とされる福祉サービスを事業者が安定して提供できる報酬単価にしなければ『法』の下の普遍的な制度にならないと思います。

是非一緒に取り組んでくださいますようよろしくお願いいたします。

平成30年度東京都予算に対する要望書

総論

東京都におかれましては、日頃より当連合会に対しまして、格別なご支援とご理解を戴き感謝いたしております。

昨年度から施行されました「障害者差別解消法」により合理的配慮の提供を以前よりは図れる環境にはなってきたものの、重度の障害者が地域で暮らし続けるには、まだ様々な社会的障壁があります。日常生活に医療的ケアを必要とする重度重複障害者や、発作時の座薬使用など、様々なニーズに応えられる幅の広い居住支援施策を具体化および推進し、必要な支援を質・量ともに保障できるよう都の考えをお示しください。

【重点要望事項】

1. グループホームについて

① 医療的ケアを対象としたグループホーム設置を促進してください。

重度障害者は年々増加傾向にあり、現在医療的ケアがなくても肺炎などで突然医療的ケアになる方も想定されます。胃瘻、吸引等の日常的な医療的ケアが行え、今と同じような生活ができる場所としてのグループホームの設置整備が必要です。医療的ケアや手厚い介護が必要な障害者であっても住み続けることができるよう、充分な夜間介助者配置のため重度加算を増額してください。また、グループホームでの訪問看護の活用が進むよう市・区とともに対策を講じてください。

② 重度身体障害者グループホームの整備を促進するために具体的方策を講じてください。

身体障害者の為のグループホームの建設は、知的障害者と比べて、室内移動用リフトや入浴の為の機器やリフト、エレベーター等広いスペースが必要ですが、都内は土地取得のための費用が大変高額になり、それが建設の大きな妨げになっています。

東京都の条例等で空き地や空き家を賃貸で貸し出したりする際に、保育園の場合のように固定資産税の減免を貸し主に対して行い税制上のメリットを与えることで、グループホームに土地・建物を貸出しの促進を図ってください。また都有地等の空き地や空き家のデータベース化を行い、東京都のホームページ閲覧できるようにしてください。

また、都有地を活用した地域の福祉インフラ整備事業における土地貸付料の減額を平成30年度以降も継続してください。

③ グループホームの施設整備費補助を増額してください。

2. 短期入所の拡充について

① 障害当事者や介護する親の高齢化に伴い短期入所の利用希望が増加していますが、現状では施設数が足りず思うように利用できません。

各地域の障害者総合支援法による短期入所施設の設置状況のばらつきがあります。昨年度当会所属の22地区に調査を行った結果、世田谷区・足立区などは6か所の設置がありましたが、江東区・中央区などにおいては未設置でした。

また専門職の配置不足や施設のバリアフリーなどの環境が整ってなく肢体不自由児者の受け入れがない施設も多くあります。

未設置地域の施設の促進など都の目標値でもある220人分の整備目標が達成できるように区・市に対し助成や施設整備を含めた指導などを図ってください。

② 短期入所施設を利用する者に医療的ケアを行った場合には医療連携体制加算を活用できることとなっており、平成28年度からは障害福祉サービス等医療連携強化事業により区・市と訪問看護事業所との連携を支援していただいていますが、依然として医療的ケアの必要な利用者の受け入れが進んでいないのが現状です。利用する際に派遣看護師（メディカルコンシェルジュ）の採用などで各地域の短期入所施設で医療的ケアを必要とする障

害児者の受け入れが進むよう市・区に対し医療連携強化事業の活用促進やさらなる支援策の検討をしてください。

③　現在療育センター等の短期入所を利用できる障害児者は医療的ケアの有る方の優先度が高く、重度重複障害があっても医療的ケアがない場合は受け入れて頂けないケースが多々あります。介護者である母親が大病等で手術や入院となった場合、医療的ケアがない重度重複障害児者も利用できる施設の不足は顕著です。早急に短期入所施設の拡充整備をしてください。

3. 都立療育センターについて

①　東京都においては、どんなに障害が重くても必要なサービスを受けながら地域で暮らしていける社会の実現を目指し、区・市に対し重症心身障害児者の療育環境が整うよう様々な補助を行っていただいているところですが、地域の通所施設は濃厚な医療的ケアを必要とする障害者に対応できる十分な環境が整っているとは言えず、依然として都立療育センターへの通所を希望する障害者は増加の傾向にあり、通所日数の制限をせざるを得ない状況にあります。当会で都内療育センター10か所にアンケートを行なった結果、通所定員280人（児童発達支援含む）のところ313人の利用者があり、実際に通所日数制限を設けている施設は5施設ありました。新たな重心通所施設を建設するか、既存施設の通所枠の拡充を行ってください。

②　都立療育センターは、特に医療ニーズの高い障害児者の地域生活支援の中核としてセンター的役割を担っています。重度な障害児者が増加する中、各地域でこのような役割の施設の必要性が増しています。現在ある療育センターは多摩地区に多く、都中心部ではセンター的役割を果たせる療育センターが東部療育センターと北療育医療センターしかありません。都中心部での新たな療育センターの計画を早急にお願いします。

4. 入所施設について

①　入所待機者は年々増加傾向にあり、主な介護者である親が他界しても入所できずに短期入所で対応しているケースも多く見受けられます。

グループホームで行える医療的ケアには限界があり施設入所を望む声は多くあります。入所施設がない地区への設置を促進してください。

5. 通所施設の充実について

①　地域施設活用型事業の拡充をしてください。療育センターの通所で定員を超えて毎日通所できない方の受け入れを地域施設活用型事業で対処していくというのが都の方針ですが、実際には軽い医療的ケアが対象で気管切開などの濃厚な医療的ケアを抱える方の受け入れはかなり厳しく困難な状況です。医療的ケアの指導医の配置基準や通所バスの看護師配置などを含め活用型事業の予算の増額を含め、地域医療との連携もはかれるような整備を行い安心して安全に通所できる事業内容をご検討ください。

②　介護職員による痰の吸引等のための研修事業を行って頂いていますが、介護職員による医療的ケア実施がなかなか進まない要因として職員が人手不足から日常の業務からはずれて研修に出られないという実態があります。職員が研修を受けやすいように各地区や各施設への出張研修を実施できるようにするなど研修事業の拡充を図ってください。

6. 介護職員の確保について

①　障害児者が在宅生活を維持していくためにはヘルパーの確保が不可欠ですが、重度の障害児者に対応できるヘルパー不足から事業所が見つからないという事が多々あります。都は、研修等で重度の障害児者に対応できるヘルパーを育成するとともに、専門性や能力を評価し報酬を引き上げヘルパーの増加と安定を図ってください。

②　障害者支援施設においても職員の離職や求人に対する応募が少ないなど人材確保が課題となっており、職員不足によるサービス水準の低下が懸念されます。介護職の低所得は運営する民間事業者の努力だけでは補えないことでもあるので、国に対し介護職員の処遇が改善されるよう引き続き求めるとともに、都として加算を上乗せするなどの対策を講じ、障害者支援施設等においてのサービス水準が職員不足によって損なわれることのないようにしてください。

7. 補装具に関して

① 成人しても重度心身障害者などは医療型施設（療育センター）や大学病院などで継続してリハビリを受けている方も多くそのような対象者は初めて見て頂く判定医より日常見て頂いている理学療法士や医師による判断の的確性が高いと思われます。18歳でボーダーを決めてしまうのではなく日常で定期的に専門医にかかっているかどうかで書類判定が可能になるように判定制度の緩和をお願いします。

② 日常で定期的に専門医にかかっていない障害児者に対しては全ての項に対し訪問判定を都内全域で実施してください。

心身障害者福祉センターが戸山から市ヶ谷および麹町へ移転となり、特に車イスの判定は最寄りの駅から遠く、車で行った際には駐車は別の場所へ移動する等、大変な思いをしています。障害の重度化や保護者の高齢化によりセンターに行くことが年々困難になっています。

都内全域での判定を再考してください。

例 （足立区では補装具の申請について、大部分は足立区障がい福祉センターでの判定となりますが電動車イス等、特殊なものに限りセンターでの診断が必要となります。）

③ 心身障害者福祉センター多摩支所の仮設移転に際して車いす使用者の使い勝手に充分配慮してください。

現在の支所の改修工事に伴う仮移転先で、車いす利用者のアクセスに過度な負担が生じないように充分に配慮してください。

8. 駐車場について

① 高齢者が増えていることもありウエルキャブ車の使用者が多く、車椅子用の駐車スペースが少なくて苦労しています。

条例などにより、病院等多数の人が利用する場所での充分な障害者用駐車スペースが確保できるよう指導してください。

9. 都立学校活用促進モデル事業ついて

① 都立学校活用促進モデル事業によって特別支援学校の体育施設等の貸し出しがされています。常に緊張の高い重度の肢体不自由児者にとってプールの中は緊張がほぐれリラクゼーション効果があります。しかし、一般の市・区営プール等は水温が低く利用しづらい場合が多いので、特別支援学校の体育施設等の貸し出しの中にプールも加えてください。

【継続要望事項】

1. 在宅支援について

① 緊急時に地域の医療機関が障害児者を受け入れられるように指導、育成してください。また、必要な治療データを共有できるようなシステムの構築、整備をしてください。

② 重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業として訪問看護師の派遣等により支援をして頂いていますが、まだ事業を採用していない地区も多くみられます。各地域への促進を図ってください。

③ 居宅支援の通院介助では病院の入り口までの支援となっていますが、排泄時などに介助が必要な場合も多くあります。院内でも支援が受けられるように緩和をしてください。

④ 放課後等デイサービスを受けていた障害児が18歳を超えると放課後支援のような集団活動や余暇活動はできません。昨年度から「青年・成人期余暇活動支援事業」が新たに設けられましたが、成人障害者にとっても、生活介護や就労支援施設とは別の集団で仲間と過ごす時間はQOLの維持の上でも必要です。放課後等デイサービス事業所が卒業後も継続して成人支援（通所後デイサービス）を行えるよう事業を拡充できるようにしてください。

2. 通所施設の充実について

① 施設整備費を拡充してください。

② 特別支援学校卒業後の進路先である生活介護通所施設が不足しています。

卒後も安心して日中生活を送れるよう計画的な拡充をお願いします。

重症心身障害児（者）通園事業については、引き続き市・区に対する支援を行ってください。

③ 施設整備のために都有地を積極的に提供してください。

④　肢体不自由児（医療的ケアが必要な者を含む）が利用できる、放課後等デイサービス事業の整備が進むよう職員配置割合などの見直しを検討してください。現在の10対2の割合で肢体不自由児の安全は確保できません。

3. 入所施設における生活の充実について

①　在宅から施設に入所すると日中活動の幅が狭まります。生活介護施設などに通所するなど日中活動の充実を図ってください。

②　施設入所者が従前の地域生活を維持できるように市・区に指導して地域生活支援事業の移動支援を利用し休日に入所施設外での活動に参加できるように支援の拡充を図ってください。

4. 補装具について

①　補装具の支給については、台数、使用年数など障害の状況や体型の変化、生活環境等に対応できるよう柔軟に支給決定をしてください。

　担当する方により差が生じないよう取扱指針の内容の周知が図られるよう指導をお願いいたします。

5. 地域間格差の解消について

①　『サービス等利用計画書』に沿った適切なサービスが受けられるよう、市・区に指導するとともに提供事業者のサービスの質と量を確保できるようにしてください。また支給量やサービス内容にも各地域でかなりの差が生じているのが現状です。

　各地区の実態を把握すると共に格差の解消を図るようにしてください。

6. バリアフリーについて

①　都心の大きな道路には歩道橋が設置されているところが多くガードレールの切れ目もなく車いすの横断が困難なことが多いです。歩道橋にはスロープもしくはエレベーターの設置をするなど、いかなる場所でも車いす利用者が通行可能なルートを1つ以上確保してください。

②　障害者や高齢者の利用が多い公共性の高い施設のエレベーターは17人乗り、24人乗りなど大型の車イスが入れる大きさになるよう、また、利用者の多いエレベーターついては車いす使用者が優先に利用できるエレベーターを別途設置するなど都としての新たな基準を検討してください。

③　2020東京オリンピック・パラリンピックに向け策定された「アクセシビリティ・ガイドライン」にそって、大会の関連施設や会場へのアクセス経路だけでなく都内全域でのバリアフリーの促進に取り組み、「世界一の都市・東京」をバリアフリーの面から実現してください。

④　2020東京オリンピック・パラリンピックに向け、物理的なバリアフリーの促進と同時に「こころのバリアフリー」の更なる啓発・普及に努めてください。

・東京都は多くの大会ボランティアを募集し養成することを計画しています。そうした機会や学校教育を通して多様な困難を抱える障害者への理解推進を図ることがますます必要と考えます。

7. 教育の充実について

①　肢体不自由特別支援学校において、各学校で医療的ケアが必要な生徒数に差があるので、実態に見合った看護師配置数が確保できるようお願いします。

②　普通小中学校に通う障害児のために、必要とする児童生徒すべてに介助員を計画的に配置できるように都としても助成を図ってください。

　都立高校に関しては生徒の通学が制限されることがないよう都が責任を持って行ってください。

③　医療的ケアなどで保護者の付き添いが求められている児童、生徒の通学、宿泊行事、校外学習などは訪問看護師の居宅以外で利用の緩和や地域福祉サービスとの連携などで親の付き添いなしでの教育保障をしてください。

④　初等、中等教育校舎のバリアフリー化が進むよう、市区に働きかけてください。

8. 防災について

①　呼吸器をつけていない重度心身障害児者でも吸引器など多くの医療機器を使用しておりライフライン停止時の電源確保などが心配されます。

　呼吸器以外の医療機器使用者に対しても個別の支援計画を策定するように市区町村に働きかけをお願いします。

9. ヘルプマーク及び啓発

① 都内の学校や公共交通機関、ショッピングモールなど様々な場所で都内全域に周知してください。

② エレベーターや多目的トイレなどでマナー違反の使用者が目立ちます。

教育の場などで必要性や倫理観などを啓発できるような取組をお願いします。

一般社団法人　東京都肢体不自由児者父母の会連合会

足立区肢体不自由児者父母の会
江戸川区肢体不自由児(者)父母の会
葛飾区肢体不自由児者父母の会
北区肢体不自由児者父母の会
品川区肢体不自由児者父母の会
新宿区肢体不自由児者父母の会
墨田区肢体不自由児者父母の会
台東区障害児者を守る父母の会
中野区肢体不自由児者父母の会
目黒区障害者団体懇話会
三鷹市心身障害者(児)親の会
板橋区肢体不自由児者父母の会
大田区肢体不自由児者父母の会
江東区肢体不自由児者父母の会カリヨン
小平肢体不自由児者父母の会
渋谷区肢体不自由児者父母の会
杉並区肢体不自由児者父母の会
世田谷区肢体不自由児(者)父母の会
中央区肢体不自由児者父母の会
練馬区肢体不自由児者父母の会
府中市肢体不自由児者父母の会
武蔵野市肢体不自由児者父母の会

（加盟22地区）

地区会長就任あいさつ

大田区肢体不自由児者父母の会 会長　荒木 千恵美

今年度、総会にてご承認をいただき、会長を務めさせていただくことになりました。

高橋前会長におかれましては、会の代表として心身障害児者福祉のためにご尽力をいただきましたことに感謝申し上げます。歴代会長を中心に諸先輩の方々が積み上げられてきた業績や、親としての願いや想いを引き継ぎ、この重責を務めていきたいと思います。

大田区父母の会は来年60周年を迎えます。60年という節目を迎えるにあたり、その長き月日の重みを鑑み、感謝の気持ちをもって活動していくよう心がけていきたいと思います。

障害があっても地域で安心して暮らしていける社会を目指し、意義深い活動にしていけるよう東肢連の皆様からの様々な情報を共有させていただきながら活動の取り組みに繋げていきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

北区肢体不自由児者父母の会 会長　中村　恵子

日頃より東肢連役員の方々をはじめ皆様方には大変お世話になり、感謝しております。この度、5月17日の総会でご承認いただき北区肢体不自由児者父母の会会長を務めさせていただくことになりした。北区においては橋本勝行元会長が東肢連・全肢連においてご活躍なさり、その後を引き継がれた田中淳子前会長は今年度も引き続き東肢連理事などの要職に就いておられます。その立派な会長さん方の後を継ぐにはあまりに未経験で非力でございますが、会員の皆様のご協力を得ながら精一杯務めさせていただきたいと思います。

北区肢体不自由児者父母の会は一昨年50周年を迎

えました。会員全員の力を結集して記念式典・祝賀会を催し、また、全ページカラーの素敵な記念誌も発行することが出来ました。50年の歴史を改めて振り返り、今の福祉環境があるのも諸先輩の方々のご努力の賜と痛感致しました。そして、会員一人ひとりの力が集まることで大きな力になることも実感致しました。しかし、その後ご自身の体調不良により退会される方が続き大変残念に思います。保護者の高齢化やご病気でお子さんの介護が困難になってくる、そんな時こそ父母の会がお役に立てたら、と夢のようなことを考えます。仲間がいるからこそ出来る活動、若い方々も入会したくなる父母の会を目指してこれからも活動していきたいと思っております。

これまでの諸先輩の方々のご努力により障害児者を取り巻く環境は大きく改善されて参りました。が、まだまだ不十分であり、親亡き後のことまで考えると心配は尽きません。「どんなに障害が重くても、地域で生き甲斐を持って安心・安全に暮らせるように」という理念の元、今後も会員の皆様方と協力して活動していきたいと思います。東肢連の役員の方々をはじめ各地区の皆様とも情報交換し、学ばせていただきたく、今後ともご指導ご鞭撻の程宜しくお願いいたします。

新宿区肢体不自由児者父母の会 会長　池邉 麻由子

今年度より長らく務めていただいた島田会長の退任にあたり、新宿区肢体不自由児者父母の会の会長職を引き継ぐことになりました。

これはひとえに、今迄新宿区で息子が新宿養護学校、あゆみの家と大変恵まれた環境で過ごすことが出来たことへの感謝の気持からです。それと同時に、お年を召した先輩方や後輩の皆さんがいつまでも新宿で安心して過ごしていけるように、当会の活動の灯を灯し続け、次代に渡していかないといけないと心から思うからです。

当会は新宿区福祉部に要望書を提出させていただき、懇談会の場も設けていただいて直接私達の声を聞いて下さる機会があり、区の施策に関する協議会や教育関係の会議等のメンバーに加えていただいており、これは長年に亘る区と会の信頼関係のたまものであり、大変恵まれた環境であると思います。

全員就学が困難であった時代の先輩方の熱い運動で新宿養護学校が実現し、あゆみの家は区営で指定管理のため大変手厚い体制が整っています。区内に二つの入所支援施設があり、重度身体障害者の為の福祉ホームが二か所あります。これらは、ただ待っていて与えられたものではなく会の先輩方の熱い思いの運動の結果得られたものです。

現在、福祉の世界では、今まで日のあたってこなかった精神障害や発達障害の方の為の制度や施策がやっと整ってきました。大変素晴らしいことですが、私達の子供達のような肢体不自由の障害者は、ある意味少数派になっています。また助成金や補助金の支給でも、対象となる障害者の為だけではなく、世の中に広く障害を理解してもらう為の活動が評価されるようになってきました。会の活動も今までとは違った難しさに直面していると思います。

今後は、東肢連で他地区の会長さん方とご一緒に勉強させていただきながら区内の活動も頑張っていきたいと思っております。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

中央区肢体不自由児者父母の会 会長　佐藤 幸美

今年度より中央区肢体不自由児者父母の会の会長に就任いたしました。今までは５年間会計として父母の会を内側から参加し見てきました。年間を通しての流れはつかみましたが、対外的なこととなるのは初めてで悩みひとり右往左往しているところです。しかしまわりにいる役員の方々に助けられ、ひとつひとつを教えていただきながら勉強の毎日です。

前任の濱川会長のように行動力、人脈の広さ、知識など足元にも及びませんが、微力ながら、この中央区で暮らすという選択をしてひとりひとりが輝いて生きていけるように、どうしたら良いのかを常に考えながら努力していきたいと思っています。

皆様のご指導よろしくお願いいたします。

練馬区肢体不自由児者父母の会 会長　田中 康子

先日、5月9日の総会で故佐久間会長、前鈴木満里子会長に続きまして会長を務めさせていただくことになりました。東肢連地区連絡会には、会長の代理

で時々出席し、行政や各地区の情報を得られることに感謝していました。新米会長ですが、練馬の情報が届けられるようにがんばります。

私の息子は、44歳です。「障害者の老化は早い」と先輩から聞いていましたが、昨年の整形診で主治医の先生から「足の機能が65歳くらいになっている」と告げられました。

父母の会にも親の老齢に子供の高齢化が進んでいます。会の継続が大変厳しい時を迎えておりますが、平成30年2月18日には、創立60周年を計画しました。

50周年の時に関わった方が、そのまま60周年に関わる現状に、当日を迎えられるか不安ですが、本番に強い会員の力を信じて乗り切りたいと思います。

練馬区においては、昨年度「障害者の住まい方に関する調査」が実施され、5年後、10年後を見据えた施策を検討中です。

「父母の会の会員で良かった」若い方が入会し、活動しやすい、魅力ある会にすることが、会長として、私ができる最後の仕事だと思っています。

ご指導、よろしくお願い申し上げます。

第34回　駅前放置自転車クリーンキャンペーンにご協力を

今年も昨年に続き「駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施大綱」が下記（一部省略）のとおり決まり、実施されることになりました。今回も東肢連として協賛することになりましたのでご協力お願いいたします。

記

1　目　的

放置自転車は、歩行者や緊急自動車等の通行を阻害するとともに、街の景観を損ねるなど社会問題となっている。これまで、区市町村や関係機関等の地道な努力により放置自転車の状況は改善しているものの、都内では依然として3.4万台の自転車等が駅周辺に放置されている。

このため、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では、自転車通勤する従業者の駐輪場所の確保・確認や顧客に対する駐輪場利用の啓発等を事業者の責務と規定するなど、社会全体による放置自転車対策を推進しているところである。

こうした中、放置自転車問題を広く都民に訴えるため、関係機関等が相互に協力して、駅前放置自転車クリーンキャンペーン（以下「キャンペーン」という）を実施する。

2　内　容

(1) 別紙Ⅰ（省略）のとおりとする。

(2) 活動の重点は、「広報活動、駅前放置自転車の撤去等」とする。

(3) 統一標語は

「放置ゼロ　キレイな街で　おもてなし」

とする。

3　時　期

平成29年10月22日から同月31日までの10日間とする

またキャンペーン事前周知活動も実施する。

4　キャンペーンの実施・参加機関等

(1) 実施・参加機関等

主　　催　東京都・区市町村

構成団体　国土交通省（東京・相武国道事務所）、警視庁、東京消防庁、東日本旅客鉄道（株）、（一社）日本民営鉄道協会（関東鉄道協会）、（一社）東京バス協会、（一社）東京ハイヤー・タクシー協会、東京商工会議所、東京都商店街振興組合連合会、関東百貨店協会、（一財）日本自転車普及協会、（一財）東京都交通安全協会、東京都公立高等学校長協会、東京都障害者団体連絡協議会（（一社）東京都肢体不自由児者父母の会連合会、東京都盲人福祉協会）、他14団体

協力団体　(社)東京都個人タクシー協会、日本チェーンストア協会、ほか3団体

(2) 各実施・参加機関等の役割は別紙2（省略）のとおりとする。

5　実施計画の策定（省略）

6　首都圏駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施

首都圏駅前放置自転車対策協議会加盟の隣接3県（埼玉県、千葉県、神奈川県）及び5政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市）は密接に連携し、クリーンキャンペーンを統一実施する。

事務局通信

《 東京都肢体不自由児者父母の会連合会　賛助会員募集のご案内 》

東京都肢体不自由児者父母の会連合会では、賛助会員の募集をしています。

賛助会員会費　個人会員一口　3,000円
　　団体会員一口　10,000円

尚、賛助会員の皆様には、年3回発行の会報「東肢連」の発送や各種イベントの案内をお送りさせていただきます。

『平成29年度　賛助会員・支援企業（敬称略）』(6月30日現在)

- （株）東京在宅サービス
- FVイーストジャパン（株）
- （株）八洋
- 稲美工芸印刷（有）
- コカ・コーライーストジャパン（株）
- アサヒ飲料販売（株）
- 島手そうめん販売（株）
- 鈴木弘美

ご支援いただき感謝申し上げます。

第54回関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会新潟大会速報

第54回関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会新潟大会が7月1日（土）に新潟市のANAクラウンプラザホテル新潟において1都9県から400名以上の参加者が集い行われた。

大会式典では、新潟市長、新潟県知事（代理）、新潟県議会議長などご来賓の方々の祝辞や長期役員功労者、地域活動援助者、模範介護功労者などの表彰も行われた。

基調講演では「障害のある人もない人も暮らしやすい地域とは」のテーマで内閣府障害者政策委員会委員、毎日新聞論説委員である野沢和弘氏が様々な事例を示しながら話をされた。続いてパネルディスカッションでは障害当事者、母親、施設従事者、特別支援学校校長、権利擁護部会委員など様々な視点で共生社会の実現を目指すうえで何が必要なのかが話し合われた。

詳細については次号で掲載いたします。